

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

1 令和2年度の実績

○ 申請状況

	件数	減免額
減免	172件	33,061,900円
却下	30件	
計	202件	

○ 減免の対象とした世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯もしくは廃業または失業した世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少する見込みの世帯のうち、次の(1)～(3)の全ての要件を満たす世帯
 - (1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、前年と比較して30%以上減少していること
 - (2) 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (3) 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○ 減免の対象とした保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金の給付日）が設定されている国民健康保険税

※ 収入が減少したと思われる月の分からが減免の対象となります。

対象になる税額については、提出された資料に基づき、判断します。

○ 減免の割合

- ・ 対象となる世帯の①に該当する場合 … 全額免除
 廃業または失業の場合、離職日から直近の納期分から減免
- ・ 対象となる世帯の②に該当する場合 … 以下のとおり減免される額を算定
 対象保険税額（【A】×【B】／【C】）× 減免の割合（【D】）＝減免される額
 【A】 世帯の年間保険税額
 【B】 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る前年の所得額
 【C】 世帯の主たる生計維持者および当該世帯の属する全ての被保険者の前年所得額
 【D】 減免の割合

	前年所得	割合【D】
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額	300万円以下	10/10
	400万円以下	8/10
	550万円以下	6/10
	750万円以下	4/10
	1,000万円以下	2/10

2 令和3年度の予定

- ・ 令和3年度についても、令和2年度と同様に減免を実施します。
- ・ 減免の対象となる保険税は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金の給付日）が設定されている国民健康保険税。
- ・ 令和2年度については、減免した額の全てが国の補助対象となっていましたが、令和3年度については、国が2/10、県が3/10、市が5/10を負担することとなる見込み。
- ・ 市の公式ホームページ、広報いるま（7月号）に記事を掲載するほか、納税通知書に減免に係る案内のチラシを同封する予定。
- ・ 納税通知書発送日の令和3年7月5日より申請の受付を開始する予定。